知しなければならない。

# 委託契約書

埼玉県(以下「甲」という。)と(	(以下「乙」という。)とは、甲が施
行する都市計画事業に必要な土地の取得業務の委託に	関し、下記のとおり契約を締結する。
記	
(契約の主旨)	
<b>第1条</b> 甲は、甲の施行する <u>(路線・河川名等)</u>	
事に必要な土地の取得及び物件の移転並びに登記に	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
う。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとす	7 る。
(チンツカの中状)	
(委託業務の実施) 第2条 乙は、土地の取得に当たり、民法(明治29年法	t. 建筑 90 号) 第597 冬 の 担 字 に ト n
<b>第2条</b>	
所有権移転登記をするものとする。	
2 乙は、土地の評価、建物等の調査、補償額の算定、	、用地交渉、権利者との契約、登記
及び支払について、埼玉県県土整備部・都市整備部	
日制定。以下「要綱」という。)第3章から第7章(	要綱第11条ないし第13条、第3章第
2節、第44条第2項、第50条第5項及び第56条の2の	のうちの収用証明書に係る部分を除
く。)までを準用して行うものとする。	
この場合において、同章中「所長」とあるのは「る	乙の長(当該委託業務の施行につい
て、長から委任を受けた者がいる場合には、当該受任	任者)」と、「事業課長」及び「部長」
とあるのは「埼玉県知事(事業の施行に係る事務を原	所掌する地域機関がある場合には当
該地域機関の長)」と読み替えるものとする。	
(委託料)	_
<b>第3条</b> 委託料は、金	
2 前項の委託料の内訳は、別表「用地費及び補償費」	内谷内訳衣」のとわりとする。
(履行期限)	
第4条 本件委託業務の履行期限は、年	月 日とする。
1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>
(検査)	
第5条 乙は、本件委託業務を完了したときは、その旨	旨を別紙1により遅滞なく、甲に通

- 2 甲は、前項の書面を受理したときは、その日から10日以内に乙の立会いの上、本件委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。甲は、当該検査の結果、本件委託業務の完了を合格と認めるときは、その旨を別紙2により乙に通知しなければならない。
- **3** 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に本件委託業務の補正を 行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(委託料の支払)

- 第6条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、甲に土地の登記済証等所有権移転 登記の完了を証する書類、土地引渡書、その他関係書類を引き渡した後、甲に対して委 託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があった日から30日以内に、乙に委託料を支払わなければならない。
- **3** 乙は、甲が本件委託業務の実施に伴い必要があると認めたときは、概算払の請求をすることができる。

(権利義務の譲渡等)

**第7条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(違約金)

**第8条** 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、第4条に規定する履行期限までに本件委託業務を完了することができない場合には、遅滞日数に応じ、委託料に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金額が100円に満たないときは、この限りではない。

(従事者の監督)

- 第9条 乙は、委託業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、個人情報保護法第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書(別紙3)の提出を受けなければならない。
- **2** 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第11条 第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な 監督を行わなければならない。

(損害賠償)

第10条 本件委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由による個人情報の取扱いその他の事項により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、 乙が負担するものとする。 (安全管理措置)

- 第11条 乙は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。
- **2** 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、 その内容を報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第12条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件委託業務以外の 目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件委託業務を行わなく なった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 乙は、その取り扱う個人情報を、前条の規定により第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

**第14条** 乙は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

- **第15条** 乙は、本件委託業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。)を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲立会いの下に返還対象 資料等を廃棄することができる。
- 3 前二項の規定は、乙が本件委託業務を行う上で不要となった返還対象資料等について 準用する。

(再委託の禁止等)

- 第16条 乙は、本件委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、要綱別記10「登記及び支払に関する事務取扱要領」第13条に規定する業務、別記12「用地調査等業務の委託に関する事務取扱要領」第2条第6号ないし第13号、第16号及び第20号に掲げる業務並びにあらかじめ甲の書面による承諾を得た業務については、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書の規定により、本件委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、

又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して 次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 個人情報の保護に関する法律(平成15年法第57号。以下「個人情報保護法という。」) 第66条、第67条、第176条及び第180条の適用を受けることの説明をすること
- 二 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること
- 三 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ 適切な監督をすること
- 3 乙が本件委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(状況報告等)

- **第17条** 乙は、第4条に規定する履行期限までに本件委託業務が完了することが困難となった場合は、遅滞なくその状況を報告し、甲の指示を受けなければならない。
- 2 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。この場合において、甲は、乙に対し、必要な指示をすることができる。
- **3** 甲は、個人情報の取扱状況、補償額の決定その他必要事項について、乙に対し、その 状況報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
  - 一 契約の履行に関し不正の行為があったとき。
  - 二 この契約に定める委託業務を履行しないとき又は乙の責めに帰すべき理由によって、 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。
  - 三 乙の責めに帰すべき理由により情報漏えい等の事故を発生させたとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- **2** 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは乙と協議の上、この契約を 解除することができる。

(安全確保上の問題への対応)

- **第19条** 乙は、本件委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の安全確保に係る事態である場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない
- 3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案

に係る本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む。)等の措置を甲と協力 して講じなければならない。

(特定個人情報の適正な取扱い)

第20条 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)に定められた特定個人情報を扱う場合には、別記「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(土地収用法に定める事業)

**第21条** 本件業務委託において、乙の買取り申出を拒む者がある場合には、事業の施行者である甲が収用するものとする。

(定めのない事項等)

**第22条** この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1通を所持する。

 年	月	B					
				住所_			
			甲	<u>氏名</u>			<u>即</u>
				住所			
			乙				
				氏名			印

# 用地費及び補償費内容内訳表

費目	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要

## 委託業務完了通知書

年	月	日

様

## 受託者

O,		年月日完了したので、年月日締結 第1項の規定により通知します。
		記
	委託業務名	
	委託箇所	
	履行期間	年月日から 年月日まで
	委託金額	

 文書番号 第
 号

 年 月 日

様

## 受託者

## 委託業務完了検査結果について (通知)

下記委託業務が、	年月	_日完了検査の結果合格したので、	
月日締結の	の委託契約書第5条第	2項の規定により通知します。	
		記	
委託業務名	(路線・河川名等) 	地内 事業用地取得業務委託	
委託箇所			
履行期間	年月_		
委託金額			

#### 誓 約 書

私は、本件安託業務(用地事務安託業務( <u>(路線・河川名寺)</u>
工事))に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個
人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条(安全管理措置)、第67条(従事
者等の義務)、第176条及び第180条(罰則)の規定の内容について、下記の者から説明を受
けました。
また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成2
5年法律第27号。以下「番号法」という。)で規定する特定個人情報に関し、番号法関係法
令及び個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインの
規定の内容について、研修を受けました。
私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて
取り扱う個人情報(特定個人情報を含む)について、個人情報の保護に関する法律及び番
号法等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行う
ことを誓います。
記
説明した者 〇〇〇 <u>(乙の名称)</u>
○○○ _(委託業務に関する総括責任者の役職名) ○○○ _(氏名)_
年月日
氏 名

2

(注)この場合における「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、 本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、 また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや 派遣労働者、法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。) の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

## 特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

(特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(以下「乙」という。)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

また、これらのほか、発注者(以下「甲」という。)と締結する本委託業務(以下「業務」という。)の契約書(仕様書等を含む。)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、特記事項を遵守しなければならない

#### (責任体制の整備)

第2条 乙は、特定個人情報及び個人番号(以下「特定個人情報等」という。)の安全管理 について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (作業責任者等の届出)

- 第3条 乙は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面に より甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手 続を定めなければならない。
- 3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得な ければならない。
- 4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなけ ればならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければな らない。

#### (取扱区域の特定)

- 第4条 乙は、特定個人情報等を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務 の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

#### (教育の実施)

第5条 乙は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項

における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び 研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立 しなければならない。

#### (守秘義務)

- 第6条 乙は、業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏ら してはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 乙は、業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約をさせなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第7条 乙は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負 うものとする。

(特定個人情報等の管理)

- 第8条 乙は、業務において利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドライン に定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特 定個人情報等の管理を行わなければならない。
  - 一 特定個人情報等を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業 従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
  - 二 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
  - 三 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
  - 四 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子 媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃 棄を行うこと。
  - 五 アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 乙は、業務において利用する特定個人情報等について、業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 乙は、甲乙間の特定個人情報等の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

(特定個人情報等の返還又は廃棄)

- 第11条 乙は、業務の終了時に、業務において利用する特定個人情報等について、甲の指 定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去 又は廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予 定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これ に応じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録され た電磁的記録媒体等の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに 必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当 者及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第12条 乙は、甲から特定個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、 直ちに報告しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定め なければならない。

(監査及び検査)

- 第13条 甲は、業務に係る特定個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関 して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第14条 乙は、業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故(番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者と の連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施する ために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて 当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第15条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する 委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、 その損害の賠償を請求することはできないものとする。

## (損害賠償)

第16条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対してその損害を賠償しなければならない。